# 総合教育会議について

## 目 次

1.	会議の位置付け	•••••	P 1
2.	会議の運営等		P 1
3.	協議・調整事項 (1)協議すべき事項 (2)協議すべきでない事項		P 2
4.	地方教育行政の組織及び運営に関する法律	【抜粋】・・・・・・	P 3

#### 1. 会議の位置付け

- ○教育に関する予算の編成・執行や条例提案など重要な権限を有している市長と 教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有して、 より一層民意を反映した教育行政の推進を図る。
- ○市長と教育委員会という対等な執行機関同士の協議・調整の場であり、地方自治 法上の附属機関には当たらない。
- ○市長及び教育委員会は、会議で協議・調整し、合意した方針の下に、それぞれが 所管する事務を執行することとなる。 (双方が合意をした事項については、互い にその結果を尊重しなければならない。なお、調整のついていない事項の執行に ついては、法に定められた執行権限に基づき、それぞれが判断する)

#### 2. 会議の運営等

○構成員 市長及び教育委員会

必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当 該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

- ○招集 市長が招集する。必要に応じて教育委員会が会議の招集を求めること も可能。
- ○公 開 住民への説明責任を果たすとともに、その理解と協力の下で教育行政 を行う趣旨を徹底するため、会議は原則として公開する。ただし個人 の秘密を保つため必要があると認めるとき、会議の公正が害されるお それがあると認めるとき、公益上必要があると認めるときを除く。

#### 非公開と想定される事項

いじめなどの個別事案により関係者の個人情報を保護する場合や、次年度 の新規予算事業に関する具体的な補助対象の選定など、意思決定前に情報 を公開すると公益を害することが想定される場合

○公 表 市長は、議事録を作成し公表することに努める。

#### 3. 協議の調整事項

#### (1)協議すべき事項

○大綱の策定に関する協議

(法第1条の4第1項)

○教育を行うための諸条件の整備、その他の地域の実情に応じた教育、学術及び 文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策の協議(法第1条の4第1項第1号)

### 法第1条の4第1項第1号に該当すると想定される事項

- \*学校施設の整備、教職員の定数等の教育条件整備に関する施策など、予算の編成・執行権限や条例の提案権を有する市長と教育委員会が調整することが必要な事項
- \*幼稚園・保育園・認定こども園を通じた幼児教育・保育の在り方やその連携、青 少年健全育成と生徒指導の連携、居所不明の児童生徒への対応、福祉部局と連 携した総合的な放課後対策、子育て支援など、市長と教育委員会との事務連携 が必要な事項
- ○児童・生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置の協議

(法第1条の4第1項第2号)

#### 法第1条の4第1項第2号に該当すると想定される事項

- \*児童・生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生じるお それがあると見込まれる場合に該当する事項
  - ①いじめ問題により児童・生徒等の自殺が発生した場合
  - ②通学路で交通事故が発生した後の再発防止を行う必要がある場合
- \*児童・生徒等の生命又は身体の保護に類するような緊急事態
  - ①災害の発生により、生命又は身体の被害は発生していないが、校舎の倒壊 などの災害が生じており、防災担当部局と連携する場合
  - ②災害発生時の避難先での児童・生徒等の授業を受ける体制や生活支援体制 を緊急に構築する必要があり、福祉担当部局と連携する場合
  - ③犯罪多発により、公立図書館等の社会教育施設でも、職員や一般利用者の 生命又は身体に被害が生じるおそれがある場合
  - ④いじめによる児童・生徒等の自殺が発生した場合のほか、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第28条の重大事態の場合

#### (2) 協議すべきでない事項

「教育委員会が所管する事務の重要事項全てを協議調整する趣旨ではない」

- ○教科書の採択や個別の教職員の人事など、政治的中立性が高い事項
- ○日常の学校運営に関する些細な事項

#### 4. 地方教育行政の組織及び運営に関する法律【抜粋】

改正: 平成 26 年 6 月 20 日号外法律第 76 号 [平成 27 年 4 月 1 日]

#### (総合教育会議)

- **第一条の四** 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。
  - 一 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文 化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
  - 二 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置
- 2 総合教育会議は、次に掲げる者をもつて構成する。
  - 一 地方公共団体の長
  - 二 教育委員会
- 3 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。
- 4 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料すると きは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の 招集を求めることができる。
- 5 総合教育会議は、第一項の協議を行うに当たつて必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。
- 6 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認める とき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があ ると認めるときは、この限りでない。
- 7 地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。
- 8 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該 構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。
- 9 前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育 会議が定める。